

## 建物共済の契約解除の取り扱いについて(お知らせ)

建物共済（火災共済・総合共済）に加入されている方にお知らせします。

加入者（契約者）の方は、加入している建物について、次に掲げる事実が発生するとき、あるいは発生した場合には、遅滞なく、組合（支所）に通知してください。

なお、組合では、通知された事項（事実）を確認し、加入者の方に契約の解除手続きをお願いする場合があります。

### ◎通知が必要な事項（事実）について

- ・ 建物を譲渡する場合
- ・ 建物を解体、改築・増築、修繕または構造変更する場合
- ・ 建物を 30 日以上にわたり空屋または無人にする場合
- ・ 建物が共済事故以外の原因で破損した場合
- ・ 建物を他の場所に移転する場合
- ・ 建物の危険が著しく増加した場合
- ・ 建物の価額が著しく減少した場合
- ・ このほか、加入申込時の告知事項の内容に変更を生じた場合

### ◎解除手続きについて

解除手続きは、**加入者本人**が行なう必要があります。

「建物共済承認裏書請求書」に加入者自身が氏名等の必要事項を記入し、「建物共済加入証券」を添付した上で、組合に申請します。

組合では申請された解除事由に基づき、建物共済加入証券に承認裏書を行い共済掛金の返還を行います。

### ◎返還額計算について

「加入者の事由による解除」の場合の返還額は、共済掛金から共済掛金に既経過月数（月数に 30 日未満の端数があるときは、これを切り上げて 1 月とする。）に応じた係数（下表）を乗じた額を差し引いた残額となります。

既経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数 (%)	20	30	40	50	60	70	75	80	85	90	95

なお、共済金額の減額による場合は未経過期間に対して日割りにより計算します。

### ◎返還額の払戻しに要する期間について

解除手続きは組合で受付しますが、その後、組合では連合会に共済掛金（保険料）の返還手続きを行います。

このため、返還額の払戻しまでには約 2 カ月の期間を要することになります。

—お問い合わせ先—

最寄りの農業共済組合、または連合会（建物農機具課） 電話 018・884・5233